

(案)

第三次柏崎市雪対策基本計画
(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

－市民ぐるみでつくる 雪に強いまち かしわざき－

【概要版】

柏 崎 市

1 策定の趣旨

本市は、降雪期における住みよいまちを築くため、「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」の規定に基づき、平成24(2012)年2月に「柏崎市雪対策基本計画」を策定し、市民及び事業者と連携して雪に関する総合的な施策を推進してきました。

このたび、令和4(2022)年度からスタートする本市の最上位計画「柏崎市第五次総合計画 後期基本計画（以下「第五次総合計画 後期基本計画」といいます。）」や、「第二次柏崎市雪対策基本計画」（以下「第二次基本計画」といいます。）における取り組みの成果等を踏まえ、今後も持続可能な雪対策を推進するため、「第三次柏崎市雪対策基本計画」を策定します。

2 基本理念

「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」の目的や同条例に規定されている市・市民・事業者それぞれの責務に基づき、持続可能な雪対策を進めていきます。

市は市民の生活を守るため、社会情勢などの本市を取り巻く環境や市民ニーズなどに対応した以下の施策を推進します。

- ・道路交通の確保のために行う除雪に関する事項
- ・雪に強い都市基盤整備に関する事項
- ・市民等の自主的な雪処理に対する支援に関する事項
- ・特に援護を必要とする世帯の雪処理の支援に関する事項

市民及び事業者は、主体的かつ自主的に雪処理を行い、道路除雪への協力や地域ぐるみの雪処理を進めていくことで、本市における降雪期の快適な生活環境の確保を図ります。

3 位置付け

本計画は、「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」で定めた雪への課題に対応する基本的な計画であり、雪に関する総合的な施策を進めるための基本的な事項や方向性を示す計画として位置付けます。

また、本計画は、「第五次総合計画 後期基本計画」と整合を図るため、防災・生活・環境分野の基本方針である「『頼もしさ』をつなぐまちをめざして」を踏まえた計画目標を示すとともに、「第五次総合計画 後期基本計画」の策定に当たって実施した「まちづくり市民アンケート」を基に、達成目標を設定します。

4 目的

特別豪雪地帯（一部豪雪地帯）である本市における持続可能な雪対策の方向性を定め、「第五次総合計画 後期基本計画」に掲げる施策「『頼もしさ』をつなぐまち」を推進することにより、継続的に降雪期における住みよい都市の構築を図ることを目的とします。

5 計画期間

計画の期間は、「第五次総合計画 後期基本計画」と同様に、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。

【達成目標】除雪対策の状況に対する市民満足度（令和 7(2025)年度） 50%

※目標の達成度は、前計画と同様に「除雪対策の状況に対する市民満足度」（市民意識調査で除雪対策に対して満足、やや満足との回答の割合）を指標とします。直近（令和 2(2020)年度）の調査では、満足度が 44.8%と、目標値としていた 50%に達しなかったものの、平成 26(2014)年度の 36.2%から 8.6 ポイント増加しており、施策の推進による効果がうかがえます。そこで、今後も引き続き雪対策に関する施策を計画的に進めることにより、令和 7(2025)年度の市民満足度 50%を目指します。

【目標 1】 降雪期の円滑な道路交通の確保

1 除雪水準の向上

【施策の推進】

- ①除雪水準の確保 **【新規施策】**
- ②除雪事業者に対する講習会等の開催
- ③冬期歩行者空間の確保及び計画外歩道除雪への支援

2 除雪体制の確保

【施策の推進】

- ①新規事業者の確保
- ②除雪事業者を対象とした若年層のオペレーター育成支援 **【新規施策】**
- ③市所有の除雪機械の増強・貸与
- ④車道除雪と歩道除雪の連携体制の強化
- ⑤近接した車道除雪事業者間の情報共有の強化

3 バス・鉄道等公共交通の冬期安全運行対策の実施

【施策の推進】

- ①運行事業者との連携による安全かつ安定した運行の確保
- ②事業者等のホームページや防災行政無線での情報提供
- ③鉄道事業者に対する防風柵、防雪柵等の設置要望

4 効率的な除雪体制づくりの推進

【施策の推進】

- ①GPSを活用した位置情報・稼働記録装置の導入 **【新規施策】**
- ②ワンオペレーター除雪に向けたシステムの調査・研究 **【新規施策】**

【目標2】 雪に強いまちづくりの推進

1 安全な生活道路の整備の推進



【施策の推進】

- ①地域との連携による生活道路整備の推進
- ②機械除雪が可能な道路整備の推進

2 歩道整備及び歩道除雪の推進



【施策の推進】

- ①歩道整備の推進
- ②歩道除雪の推進
- ③国・県と連携した歩道除雪事業者と除雪機械の適切な配置

3 消雪パイプの計画的な維持管理の推進



【施策の推進】

消雪パイプの定期的な点検や計画的な更新工事の実施

4 雪に強い道路施設整備の推進



【施策の推進】

- ①雪崩の発生を防止する施設の維持管理
- ②吹きだまり防止柵、防雪柵の設置

5 雪に強い住環境整備への支援



【施策の推進】

- ①新築・増改築時における屋根雪等の堆積場所確保への支援
- ②耐雪式、融雪式住宅への支援
- ③「克雪すまいづくり支援事業」による支援

【目標3】市・市民・事業者による協働の推進

1 雪処理のマナー向上に向けた取組



【施策の推進】

- ①マナー向上に向け、広報、ホームページによる啓発
- ②広報、ホームページによる情報の提供や相談窓口の周知

2 地域ぐるみで助け合う(支え合う)体制づくり



【施策の推進】

- ①広報、ホームページによる市民意識の啓発
- ②「地域で支え合う除雪支援事業」による支援

3 高齢者等の要配慮者に対する支援



【施策の推進】

- ①要配慮者世帯の情報共有
- ②除排雪の担い手確保
- ③「冬期集落安全・安心確保対策事業」に該当する集落への周知と事業化への支援

4 狭い道路の除雪への支援



【施策の推進】

- ①「道路除排雪費補助金」による支援
- ②「小型除雪機械整備事業補助金」による支援

5 除雪ボランティアの育成と支援



【施策の推進】

- ①除雪ボランティア活動の周知
- ②除雪ボランティアの育成
- ③除雪ボランティアのニーズの調査

6 空き家の適正管理の推進



【施策の推進】

- ①空き家所有者等に対する行政指導 **【新規施策】**
- ②緊急安全措置による対応策の実施 **【新規施策】**
- ③空き家バンクの推進による空き家発生抑制 **【新規施策】**

7 安全な除雪作業の推進



【施策の推進】

- ①「克雪すまいづくり支援事業」による支援 **【新規施策】**
- ②広報、ホームページなどによる啓発 **【新規施策】**

【目標 4】 豪雪時の対応と体制の確立

1 豪雪時における体制の確立



【施策の推進】

- ①地域との連携・協力の推進②雪崩の監視及びパトロールの強化

2 豪雪に伴う災害救助の実施



【施策の推進】

- ①指定観測点の機械化及び雪による被害状況の把握 **【新規施策】**
- ②市災害救助規則に基づく救助の実施

3 豪雪（異常降雪時）における道路交通の確保



【施策の推進】

- 緊急確保路線の指定による緊急車両・物流の通行、バス等公共交通路線等の確保

4 消防体制の確保



【施策の推進】

- ①出動体制の確保
- ②火災予防等の徹底

令和3年度（2021年度） 柏崎市除雪計画の概要

今年度の除雪計画がまとまりましたので情報を提供いたします。冬期間の積雪時における道路交通確保のため、国・県・関係機関との連携を図りながら効果的な除雪作業を実施します。

1 除雪計画期間

地 区	委託期間
高柳・南鯖石・鵜川・野田・別俣地区	令和3(2021)年12月1日～令和4(2022)年3月31日
上記以外の地区	令和3(2021)年12月1日～令和4(2022)年3月20日

2 機械除雪延長及び除雪路線区分

(1) 車道除雪延長 市の除雪総延長（新潟県との相互乗入延長を含む） 単位：km

年 度	除 雪 基 準			総除雪延長
	第 一 種	第 二 種	第 三 種	
令和3(2021)年度	123.060	135.619	382.023	640.702
令和2(2020)年度	123.556	127.569	387.662	638.787
増 減	-0.496	+8.050	-5.639	+1.915

(2) 歩道除雪延長 機械除雪実施路線 単位：km

年 度	国県道	市 道	計
令和3(2021)年度	112.860	57.850	170.710
令和2(2020)年度	111.600	57.640	169.240
増 減	+1.260	+0.210	+1.470

(3) 除雪路線区分

ア 平常時

区 分	適用基準	除 雪 目 標
第一種	通勤通学道路及び国県道に通じる道路で、交通量が多い幹線道路	2車線以上の幅員確保を原則とし、緊急時以外は常時交通を確保する。
第二種	第一種に次いで交通量が多い道路及び住宅団地内などの主要道路	1車線を確保し、所々に待避所を設ける。
第三種	機械除雪が可能な生活道路及び幅員はあるが交通量が少ない道路	1車線を確保する。(状況によっては除雪を実施できない場合がある。)

イ 緊急時（緊急確保路線：74.825km）

異常降雪（24時間降雪量が50cm以上）があり、豪雪警戒本部または豪雪対策本部が設置された場合において、平常時除雪計画路線の確保が困難と判断されたとき、救急指定病院・バス路線・産業団地などへの経路として指定した緊急確保路線を優先に交通の確保を行います。

3 除雪出動基準

(1) 車道除雪：10cm以上の積雪が予想されるとき。

又は、雪が降り続き降雪が10cmを超えたとき。

(2) 歩道除雪：20cm以上の積雪が予想されるとき。

4 除雪機械台数及び除雪事業者数

(1) 車道除雪機械

単位：台

年度	計	内 訳		
		ドーザ系	ロータリ	凍結防止剤散布車
令和 3 (2021) 年度	147	123	22	2
令和 2 (2020) 年度	144	120	22	2
増 減	+3	+3	0	0

(2) 歩道除雪機械

単位：台

年度	計	内 訳	
		ハンドガイド式	搭乗式
令和 3 (2021) 年度	19	5	14
令和 2 (2020) 年度	17	5	12
増 減	+2	0	+2

(3) 除雪事業者

令和 3 (2021) 年度 55 事業者 (令和 2 (2020) 年度 56 事業者)

5 除雪オペレーター育成支援事業

令和 2 (2020) 年度から、除雪オペレーターの育成支援のため、「大型特殊免許」及び「車両系建設機械運転技能講習」を取得する際の費用を事業者に補助する制度を設けました (費用の 1/2 又は上限 5 万円)。

令和 3 (2021) 年度は、11 名の方が利用されています。

6 市民への周知

広報かしわざき 12 月号に除雪の特集記事を掲載し、除雪作業への理解・協力のお願いと除雪に関する各種支援制度の紹介を行います。

7 インターネットで除雪路線を公開

市ホームページ「まちナビ柏崎 (地図情報提供サービス)」で、除雪路線や緊急確保路線などが閲覧できます。



こちらの二次元コードを読み込んでご覧ください

